様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）げんかいづけかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 玄海漬株式会社  （ふりがな）たかた　しょういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 高田　庄一朗  住所　〒847-0114  佐賀県 唐津市 佐志中通４０６５番地  法人番号　6300001007173  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況 | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　コーポレートサイトによる公表  　https://genkaizuke.co.jp/hpgen/HPB/entries/21.html  　記載箇所：【DXへの取組について】【DXで目指す経営ビジョン】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DXへの取組について】  玄海漬株式会社は、昭和初期から受け継ぐ粕漬づくりの伝統を守りながら、デジタル技術の活用で「伝統×効率」「地域×データ」を両立するDXを推進しています。受注・在庫・製造・出荷・顧客管理をデータでつなぎ、次世代の顧客ニーズに即応できる体制を整備し、老舗企業としての価値を未来へつなげます。  【DXで目指す経営ビジョン】  「伝統を守り、デジタルでつなぐ。百年先まで“玄海の味”を届ける。」  アナログ業務のデジタル化とデータ活用を進め、「ミスゼロ」「転記ゼロ」「待ち時間ゼロ」を実現。DM・EC・店舗・ふるさと納税・SNSなど複数チャネルのデータを統合し、顧客理解に基づく提案・発信を強化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認を得て決定されたものです |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況 | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　コーポレートサイトによる公表  　https://genkaizuke.co.jp/hpgen/HPB/entries/21.html  　記載箇所：【DX推進方針・戦略（3つの柱）】【推進ロードマップ(フェーズ)】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DX推進方針・戦略（3つの柱）】  1.業務デジタル化による生産性向上  紙/FAX中心の受注をOCR・Webフォーム化。「販売大臣」と「産直くん」を連携し、転記やミスを排除、在庫・出荷と連動したリアルタイム更新を実現します。  2.データ統合・見える化による意思決定の高度化  受注・在庫・販売データを統合し、売れ筋・不良在庫・季節変動を可視化。週次ダッシュボードで経営と現場が同じ指標を見てPDCAを回します。  3.デジタル顧客接点の拡充によるブランド価値向上  SNS・EC・ふるさと納税・DMを統合的に運用し、顧客属性に応じた発信でリピート率・ファン化を高め  ます。  【推進ロードマップ（フェーズ）】  ・短期(フェーズ1)『～2025年12月』：OCR/Webフォーム導入で「転記ゼロ」。販売大臣×産直くん連携で在庫自動更新。  ・中期(フェーズ2)『～2026年6月』：販売・在庫・顧客データを統合し、ダッシュボードで“見える化”。データを販促・商品企画に活用。  ・長期(フェーズ3)『2027年～』：AI/BIでデータドリブン経営を定着。最適在庫・製造計画やターゲティングを高度化。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認を得て決定されたものです |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況  　記載箇所：【DX推進体制】人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進責任者:代表取締役（全体方針・進捗統括）  実行責任者：管理部長（部門課題の取りまとめ・現場展開）  実務チーム：営業・製造・出荷・事務の各代表（OCR/Webフォーム運用・データ管理）  外部支援：株式会社フォーバル（DX設計・申請支援）／チャットワークで三位一体の連携  人材育成：年2回のDX研修（販売大臣・産直くん操作、データ活用）。若手をIT推進担当に登用し、SNS運用・EC更新で実践スキルを醸成。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況  　記載箇所：【デジタル環境整備（最新技術活用）】 | | 記載内容抜粋 | ①　【デジタル環境整備（最新技術活用）】  ・システム連携・クラウド化：販売大臣×産直くん連携、OCR・Webフォームで入力自動化。クラウドで一元管理し社内外から安全にアクセス。  ・データ保全・セキュリティ：二重バックアップ、権限管理、ウイルス対策の自動更新、情報セキュリティ方針の社内周知・教育。  ・レガシー対応・更新計画：紙/Excel運用から段階移行。外部支援と運用ルール整備。API連携・BI導入で活用基盤を拡充。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況 | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　コーポレートサイトによる公表  　https://genkaizuke.co.jp/hpgen/HPB/entries/21.html  　記載箇所：【戦略達成指標(KPI)】 | | 記載内容抜粋 | ①　・業務効率  取り組み事項  1. 紙・FAX注文比率を下げる  2. OCR/Webフォーム活用率を月次確認、ダッシュボード週次更新率の徹底  3. 徹底在庫回転率の向上  ・顧客接点  取り組み事項  1.Web/EC売上比率向上  2.SNSフォロワー数向上  ・人材育成  取り組み事項  年2回のDX研修に参加 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月14日 | | 発信方法 | ①　玄海漬について-DX戦略推進状況  　コーポレートサイトによる公表  　https://genkaizuke.co.jp/hpgen/HPB/entries/21.html  　記載箇所：【DX推進に向けたメッセージ】 | | 発信内容 | ①　目まぐるしく変化する環境の中、  「伝統を守り、デジタルでつなぐ、百年先まで“玄海の味”を届ける」というビジョンをかかげ、従来のアナログを根幹から改革するDXへの取組を推進し、データやデジタル技術を使いこなせる企業へと段階的に生まれ変わります。  将来的にはデジタル化により、伝統の味を「守りながら進化させる」持続可能な事業モデルを確立します。  代表取締役社長　髙田庄一朗 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。